

デジタルプラットフォーム企業のアルゴリズム濫用規制

—EU デジタル市場法草案と中国アリババ社処罰決定—

○王 威駟(Weisi WANG)

Keywords : アルゴリズム、デジタルプラットフォーム、競争法

1 目的

本研究の目的は、2021年4月10日に発表された中国競争当局のアリババ社に対する処罰決定に対する検証を通じて競争法によるアルゴリズム濫用行為に対する規制の特徴と存在する問題点をまとめた上で、EUの「デジタル市場法(DMA)」草案を代表とする迅速かつ強力な「構造的措置」の特徴と懸念されているところを検討し、現段階においてアルゴリズム濫用問題を規制するために適用され得るアプローチとアルゴリズムの開発・利用について競争政策上配慮すべきところを明らかにすることである。

2 方法

本研究の調査・分析方法は、文献調査と事例研究(ケーススタディ)である。具体的には、本研究はアルゴリズムと競争政策に関する各国競争当局の研究報告書と研究者の論文を閲覧し、アルゴリズム濫用問題の諸論点と各種の提言をまとめた。そして、欧州Google Shopping事件と中国アリババ事件の経緯と競争当局の認定を検証してアルゴリズム濫用の態様と認定基準を検証した。

3 結果

調査・分析の結果、伝統的な競争法による規制は細緻な関連市場画定と違反行為に対する分析により、法的安定性・透明性が保たれる一方で、欧州委員会の指摘とアリババ事件が示したように、プラットフォーム企業のアルゴリズム濫用などの場合、反競争行為の早期是正が困難である欠点が存在することが分かった。それに対し、「デジタル市場法」草案のような構造的措置の場合、一定の要件を満たしたプラットフォーム企業の特定反競争行為を迅速に規制でき、事業分割などの強力な措置を命じられるため競争秩序の早期回復が期待できる一方、法的安定性の確保、比例原則の遵守などの課題が存在する。

4 結論

以上により、EUのデジタル市場法草案が採択されても、構造的措置のアプローチのみによりアルゴリズム濫用問題を規制するには限界があると考えられる。したがって、アルゴリズム濫用行為を競争法により迅速かつ的確に規制することは必要であり、競争当局の(技術・人員などの面の)規制能力の強化とアルゴリズム開発・利用者の競争法を遵守する意識の向上が重要な課題になる。

【主要参考文献】

1. Competition and Markets Authority (2021), *Algorithms: How they can reduce competition and harm consumers*
2. French Autorité de la concurrence and the German Bundeskartellamt (2019), *Algorithms and Competition*
3. Han, Wei and Gao, Yajie and Deng, Ai (2018) “Algorithmic Price Discrimination on Online Platforms and Antitrust Enforcement in China’s Digital Economy,” *Antitrust Source*, (August, 2018), Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3250075>
4. デジタル市場における競争政策に関する研究会 (2021) 報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」
5. 伊永大輔・小川 聖史・寺西 直子 (2018) デジタル・エコノミーと競争法(第5回)アルゴリズム・AI(人工知能)と競争法 公正取引 NO. 810, 59-66